

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにおいて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大多喜町長

## 公表日

令和6年11月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付金として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎となる情報の管理に関する事務  【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」として、1世帯あたり、5万円を給付する。  【生活困窮者等支援事業給付金を支給する事務】 いまだ長引くコロナ禍に加え、物価高騰により生活困窮者等の家計を圧迫しているため、非課税世帯等給付金を受給した世帯にさらに町独自の給付金を給付し、生活困窮者等の家計を支援することを目的に1世帯あたり1万円を給付する。
③システムの名称	非課税世帯給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9条第1項 別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第74条 公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二（第121項） 「子育て世帯への臨時特別給付（令和3年度補正予算分）及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」（令和3年12月22日付け府政経第425号） （情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。暫定的な措置として、『高額障害児通所給付費の支給決定』を転用）  【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課社会福祉係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月16日	I-1-②事務の概要	公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第	公的給付金の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第	事後	
令和4年11月16日	I-3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)	事後	
令和4年11月16日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	
令和4年11月16日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	
令和4年11月16日	IV-5 特定個人情報の提供・移転		提供・移転しない	事後	
令和4年11月16日	IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分	十分である		事後	
令和4年11月16日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		接続しない(提供)	事後	
令和4年11月16日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	
令和5年8月17日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【情報照会】	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第121項)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第59条の4「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号)(情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。暫定的な措置として、『高額障害児通所給付費の支給決定』を転用) 【情報提供】なし	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二(第121項)「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号)(情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。暫定的な措置として、『高額障害児通所給付費の支給決定』を転用) 【情報提供】なし	事後	
令和6年11月13日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる	事後	様式変更による追加